

**【補助基準額及び対象経費】(令和5年4月1日～5月7日)**

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>1 重点医療機関である特定機能病院等</p> <p>(1) 稼働病床の病床確保料の上限</p> <p>ア ICU 1床当たり<b>436,000円</b> (305,000円) /日</p> <p>イ HCU 1床当たり<b>211,000円</b> (148,000円) /日</p> <p>ウ 上記以外の病床 1床当たり<b>74,000円</b> (52,000円) /日</p> <p>(2) 休止病床の病床確保料の上限</p> <p>ア ICU 1床当たり<b>436,000円</b> (305,000円) /日</p> <p>イ HCU 1床当たり<b>211,000円</b> (148,000円) /日</p> <p>ウ 療養病床 1床当たり<b>16,000円</b> (11,000円) /日</p> <p>エ 上記以外の病床 1床当たり<b>74,000円</b> (52,000円) /日</p> <p>2 重点医療機関である一般病院</p> <p>(1) 稼働病床の病床確保料の上限</p> <p>ア ICU 1床当たり<b>301,000円</b> (211,000円) /日</p> <p>イ HCU 1床当たり<b>211,000円</b> (148,000円) /日</p> <p>ウ 上記以外の病床 1床当たり<b>71,000円</b> (50,000円) /日</p> <p>(2) 休止病床の病床確保料の上限</p> <p>ア ICU 1床当たり<b>301,000円</b> (211,000円) /日</p> <p>イ HCU 1床当たり<b>211,000円</b> (148,000円) /日</p> <p>ウ 療養病床 1床当たり<b>16,000円</b> (11,000円) /日</p>	<p>病床確保に係る経費</p> <p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>	<p>10分の10</p>

<p>エ 上記以外の病床 1床当たり71,000円(50,000円)／日</p> <p>3 重点医療機関以外の医療機関の稼働病床及び休止病床の病床確保料の上限</p> <p>(1) ICU 1床当たり97,000円(68,000円)／日</p> <p>(2) 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床 1床当たり41,000円(29,000円)／日</p> <p>(3) 上記以外の病床 1床当たり16,000円(11,000円)／日</p> <p>※療養病床を稼働病床とする場合については、一般病床とみなして、病床確保料の対象とすることができるものとする。ただし療養病床を休止病床とする場合の病床確保料の上限額は1床当たり16,000円(11,000円)／日とする。</p> <p>※1～3において、即応病床使用率(前3ヶ月間)が府平均の30%を超えて下回る医療機関については、カッコ内の金額とする。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと府が判断した場合は、この限りではない。</p>		
<p>1 消毒経費 知事が必要と認める額</p>	<p>消毒に係る経費</p> <p>需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、委託料、補助及び交付金</p>	<p>10分の10</p>

※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とします。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とします。